

「エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業助成金」

よくあるご質問

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課

令和4年9月9日更新

項番	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
1	事業概要	助成対象となる事業者の要件について教えてください。	<p>助成対象となるには、事業者の要件と店舗の要件をいずれも満たす必要があります。</p> <p>①助成対象事業者の要件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の企業等であること ・ 都内で食料品スーパーマーケット又はコンビニエンスストアを営んでいること <p>②助成対象店舗の要件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象事業者が経営する都内に所在する食料品スーパーマーケット又はコンビニエンスストアであること <p>※「食料品スーパーマーケット」とは、原則、食料品の売り上げ構成比が70%以上、かつ売場面積が250㎡以上の小売店をいいます。</p> <p>※「コンビニエンスストア」とは、原則、営業時間が14時間以上、かつ売場面積が250㎡未満の飲食料品中心の小売店をいいます。</p> <p>※その他にも要件があります。詳細については、募集要項P4～P6をご確認ください。</p>
2	助成対象店舗	フランチャイズ店舗のスーパーマーケット・コンビニエンスストアは助成対象になりますか。	<p>店舗を経営する事業者の要件、店舗の要件をいずれも満たせば、対象となります。</p> <p>※詳細は募集要項P4～P6または「よくあるご質問 項番1」をご確認ください。</p>
3	助成対象店舗	本社所在地は東京都外ですが、申請することはできますか。	<p>本社の所在地が東京都外であっても、申請は可能です。</p> <p>ただし、助成対象となるのは、都内に所在する店舗に限ります。</p> <p>なお、申請は店舗ごとに行ってください。</p> <p>※助成対象店舗の詳細は募集要項P6「5 助成対象店舗の要件」をご確認ください。</p>
4	助成対象店舗	食料品スーパーマーケットやコンビニエンスストア以外の店舗は対象になりますか。	<p>対象外です。</p> <p>本事業で助成対象となるのは、東京都内の食料品スーパーマーケット又はコンビニエンスストアです。</p> <p>※詳細は募集要項P6「5 助成対象店舗の要件」をご確認ください。</p>
5	助成対象従業員	パートタイム従業員やアルバイトは、常時使用する従業員に含まれますか。	<p>パートタイム従業員やアルバイトが常時使用する従業員数に含まれるかは、雇用契約の内容等によります。</p> <p>※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく、「予め解雇の予告を必要とする者」です。ただし、以下の4点のいずれかに該当する場合を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日日雇い入れられる者 ② 2 箇月以内の期間を定めて使用される者 ③ 季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて使用される者 ④ 試の使用期間中の者 <p>※詳細は、募集要項P4※1をご確認ください。</p>
6	助成対象従業員	勤務できない状態にある従業員の所属は本社であるが、数店舗ローテーション勤務している。この場合は各店舗における従業員数にカウントできますか。	<p>各店舗の従業員数は、人材派遣契約締結日に勤務予定の従業員の方（助成対象事業者が直接雇用している従業員に限る）を算入することとなっています。</p> <p>本社に所属の場合でも、人材派遣契約締結日に助成対象店舗に出勤予定である場合は、該当店舗の従業員数に含まれます。</p>

項番	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)											
7	助成対象従業員	既に派遣契約を締結している派遣従業員が、新型コロナウイルス感染症関連で勤務できない状態になった場合は、助成対象となりますか。	対象外です。 本事業では、助成対象事業者が直接雇用し、助成対象店舗で勤務している従業員のみ助成対象となります。 ※詳細は募集要項P6「6 助成対象従業員の要件」をご確認ください。											
8	助成対象従業員	食料品スーパーマーケット内の調理業務を委託しているが、当該委託先従業員が新型コロナウイルス感染症関連で勤務できない状態になった場合は、助成対象となりますか。	対象外です。 本事業では、助成対象事業者が直接雇用し、助成対象店舗で勤務している従業員のみ助成対象となります。 ※詳細は募集要項P6「6助成対象従業員の要件」をご確認ください											
9	人材派遣契約	派遣契約期間が31日を超えても問題はありませんか。	労働者派遣法に基づく、適正な契約であれば問題はありません。 ただし、派遣契約期間が31日間を超えたものであっても、助成対象となるのは派遣期間初日(初日参入)から連続する最大31日間以内の期間です。 助成対象となるには、事前エントリー後に派遣契約を締結していただく必要がありますので、ご注意ください。 ※詳細は募集要項P7「8助成対象期間」をご確認ください											
10	人材派遣契約	派遣契約期間が30日以下でも問題はありませんか。	労働者派遣法に基づく、適正な契約であれば問題はありません。 ただし、助成対象となるには事前エントリー後に派遣契約を締結していただく必要がありますので、ご注意ください。 ※詳細は募集要項P7「8助成対象期間」をご確認ください											
11	申請	助成対象となる店舗を複数経営している。申請は1事業者につき、1回限りですか。	助成金申請は、1事業者1回限りではなく、1店舗につき1回限りとなります。 1事業者で助成対象となる店舗を複数経営している場合は、まず、店舗ごとに事前エントリーを行い、その後店舗ごとに助成金申請を行ってください。 ※詳細は募集要項P7「9支給申請」をご確認ください											
12	申請	事前エントリー前に締結した派遣契約は対象となりますか。	対象外です。 助成対象となるには派遣契約締結前に事前エントリーをしていただく必要がございます。 ※詳細は、募集要項P2「2事前エントリー受付期間」をご確認ください。											
13	申請	助成対象従業員の代替要員の確保として契約をした派遣労働者が、深夜帯(22時～翌3時)に勤務をしています。 この場合、様式第1-3号-2の実労働時間の記入方法を教えてください。	例えば、2月15日(火)22時～翌2月16日(水)午前3時まで勤務した場合(実労働時間5時間)、記入例は以下のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日付 ○月○日()</th> <th colspan="2">従業員1人目の代替要員</th> </tr> <tr> <th>実労働時間</th> <th>助成対象勤務時間数 (上限:8時間/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月15日(火)</td> <td>2:00</td> <td>2:00</td> </tr> <tr> <td>2月16日(水)</td> <td>3:00</td> <td>3:00</td> </tr> </tbody> </table> ←22時～24時 ←24時～翌午前3時	日付 ○月○日()	従業員1人目の代替要員		実労働時間	助成対象勤務時間数 (上限:8時間/日)	2月15日(火)	2:00	2:00	2月16日(水)	3:00	3:00
日付 ○月○日()	従業員1人目の代替要員													
	実労働時間	助成対象勤務時間数 (上限:8時間/日)												
2月15日(火)	2:00	2:00												
2月16日(水)	3:00	3:00												
14	申請	人材派遣契約書とは、基本契約書と個別契約書のどちらになりますか。	人材派遣契約書は、契約締結日、派遣期間、派遣人数、派遣料単価がわかるものを提出する必要があります。多くの場合、これらは個別契約書に記載されていますので、記載内容を確認の上で個別契約書をご提出ください。必要に応じて、基本契約書もご提出ください。 ※人材派遣契約書の必要項目は、募集要項P13「派遣労働者の実績を確認するための書類」をご確認ください。											
15	申請	支給申請書の人材派遣契約締結日は、基本契約書と個別契約書、どちらの契約日を記入するのですか。	支給申請書の人材派遣契約締結日は、個別契約書の契約日を記入してください。											